



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 東亜建設工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 秋山 優樹
(コード番号 1885 東証第一部・札証)
問合せ先 管理本部総務部長 秦 智史
(TEL.03-6757-3800)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社及び当社の連結子会社である信幸建設株式会社は、本日、国土交通省より建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社及び当社グループは、このたびの処分を厳粛に受け止め、企業体質の改善と再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

記

I. 営業停止処分の内容

1. 東亜建設工業株式会社

(1) 停止の対象となる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係わるもの

(2) 営業停止期間

平成 28 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 26 日までの 25 日間

(3) 処分の原因となる事実

国土交通省発注の地盤改良工事において粗雑工事を行った事により、工事目的物に瑕疵を生じさせた。また、実証実験結果報告において、データ改ざん等による虚偽の報告を行った。

2. 信幸建設株式会社

(1) 当該連結子会社の概要

名 称	信幸建設株式会社
所在地	東京都千代田区神田司町二丁目2番地7
代表者役職・氏名	代表取締役社長 木田 正弘
事業内容	総合建設業
資本金	5千万円

(2) 停止の対象となる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係わるもの

(3) 営業停止期間

平成28年12月2日から平成28年12月11日までの10日間

(4) 処分の原因となる事実

国土交通省発注の地盤改良工事において粗雑工事を行った事により、工事目的物に瑕疵を生じさせた。

II. 業績に与える影響

今後、業績に重大な影響を与えることが判明した場合は、速やかに開示いたします。

以 上